

大阪狭山市監査委員告示第 9 号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和5年(2023年)1月23日

大阪狭山市監査委員
北 井 末 廣
西 野 滋 胤

監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
なお、本監査は大阪狭山市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

1 対象グループ

教育総務グループ

- 教育委員会管理事業
- 教育振興事業
- 教育総務管理事業
- 学校図書館整備事業
- 小学校運営事業
- コンピュータ設置事業
- 安全対策事業
- 小学校教育振興事業
- 中学校運営事業
- コンピュータ設置事業
- 中学校教育振興事業

学校教育グループ

- 教育総務管理事業
- 学校教育管理事業
- 教育相談事業
- 教育研究事業
- 教職員研修事業
- 支援教育事業
- 学校園地域連携推進事業
- 英語教育支援事業
- 読書eプラン推進事業
- 中学校部活動指導員配置事業
- 学力向上推進事業
- 生徒指導支援事業
- 中学校区元気あっぷ事業
- 家庭学習バックアップ事業
- ICT活用推進事業
- スクール・サポート・スタッフ事業
- 学校運営協議会事業
- 児童生徒教職員検診事業

- 学校保健会事業
- フリースクールみらい運営事業
- 小学校運営事業
- 児童教育事務委託事業
- 災害共済事業
- 就学援助事業
- 就学援助等臨時特別給付金支給事業
- 中学校運営事業
- 災害共済事業
- 就学援助事業
- 就学援助等臨時特別給付金支給事業
- 学校給食運営事業
- 衛生管理対策事業
- 学校給食管理事業
- 小・中学校給食費無償化事業
- 感染症対策・学習保障支援事業

歴史文化グループ

- 郷土資料館管理事業
- 狭山池博物館・郷土資料館共同運営事業
- 狭山池博物館・郷土資料館三者協働運営事業
- 市史編さん事業
- 埋蔵文化財発掘調査事業
- 文化財保護推進事業
- 埋蔵文化財資料整理室管理事業
- 狭山池の魅力発見活用事業
- 歴史文化管理事業

保育・教育グループ

- 民間保育園等対策事業
- 病後児保育事業
- 保育・教育管理事業
- 子ども・子育て支援給付事業
- 子育てのための施設等利用給付事業
- こども園管理運営事業
- 幼稚園運営事業
- 幼稚園子育て支援事業
- 子ども・子育て支援給付事業
- 子育てのための施設等利用給付事業

2 対象事務

令和4年4月1日から令和4年10月31日まで（必要に応じて令和3年度を含む。）に執行された財務及びその他に関する事務

第3 監査の着眼点

大阪狭山市監査基準及び大阪狭山市監査実施要領に基づき、不正、不適切な事務処理等の予防、発見、修正という合规性に主眼を置き、財務及びその他に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを着眼点として実施した。

第4 監査の実施内容

当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求めこれを閲覽、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

また、調査票により情報収集を行った当該財務事務の内部統制の整備及び運用状況により、監査対象のリスクの内容及び程度を検討のうえリスクの識別を行い、事故等の発生する可能性が高い事務事業に重点を置いた監査を実施した。

第5 実施場所及び日程

大阪狭山市役所庁舎内において令和4年12月5日から令和4年12月23日まで実施した。

第6 監査の結果及び意見

財務及びその他に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、契約における決裁については、実施時における業務価格についての設計書等を作成するほか、決裁内においても実施内容が把握できるように記載するなど、今後もより適正な事務処理に努められたい。

また、歴史文化グループにおいて職員が現金を取り扱う事務については、売上金の確認方法及び本庁への送金を行う時期を見直すなど、明確なルールを決めた取り扱いとするよう検討されたい。